

丹南総合公園利用料金助成基準表

区分	使用の種類	助成割合	照明料金
1	越前市又は越前市教育委員会が、主催事業若しくは共催事業又は委託事業として使用する場合	100%	体育館:支払免除 野球場、多目的G:実費徴収
2	越前市内の小中学校、中学校、幼稚園又は保育園(いずれも私立によるものを含む。)が教育活動の目的で使用する場合	100%	体育館:支払免除 野球場、多目的G:実費徴収
3	越前市内のスポーツ少年団等が児童生徒を対象としたスポーツ活動に使用する場合	100%	体育館、野球場、多目的G:実費徴収
4	(1)越前市内の体育協会、地区体協、総合型スポーツクラブ、自治振興会その他公益的団体が主催する大会又はこれらが行う練習若しくは行事に使用する場合	80%	体育館、野球場、多目的G:実費徴収
	(2)越前市内の養護学校又は高等学校が授業及び部活動で使用する場合		体育館、野球場、多目的G:実費徴収
5	(1)越前市内のスポーツ団体、スポーツクラブ等が使用する場合(前3項の規定に該当する場合を除く。)	50%	体育館、野球場、多目的G:実費徴収
	(2)国、県若しくは他市町村又はこれらを単位とする体育団体が主催する大会行事に使用する場合で、上記区分4の(1)の団体が、その大会を主管する場合		体育館、野球場、多目的G:実費徴収
	(3)越前市内の専門学校又は大学が授業で使用する場合		体育館、野球場、多目的G:実費徴収

※ 越前市都市公園条例施行規則第6条 別表第1準用